

以下の通り意見を述べさせていただきますのでよろしくお願いします。

1. 通信主権の確保につて

通信がグローバルなネットワークである以上、通信そのものに、主権という概念を持たせることは実態的に困難であると思います。

むしろ主権国家として、外交、防衛、治安、防災、安全、通貨の発行、義務教育等国家主権の保持という国家目標そのものに、通信なりその自由競争が障害を与える要素が生ずることが懸念されれば、その除去のための政策が必要になるものと考えます。具体的には次のような案が考えられる。

(1) 国家機密等の漏洩防止

エシユロン等通信の秘密を侵害する虞のあるシステムが存在していること及び無線やIPは機密保持に完璧を期すには限界があるので、国の特定部門は民間通信キャリアに依存しないシステムを自ら構築する。

(2) ナショナルキャリアの育成・保持

国民の防災、安全等を日常的かつ恒常的に確保するには、等しくすべてのキャリアに一定の義務と負担を課すとともに、現実に稼働を要する業務については、実態的かつ効率的には、既存のキャリア、具体的には、現状同様、NTTに業務委託せざるを得ないと考える。

なお政府はNTTの株主である以上、論理的には、その政府方針にそった活用を通して、その指導と育成の義務があると考えます。

(3) ユニバーサルサービスの維持システム

日常的に必要とする措置として防災対策等のためも含め、一定の資材等を備蓄するとともに、災害復旧のための人材、施工体制を予め確保する必要がある。

地方自治体は法令により日常的にメンテナンス、軽微な通信建設業務は特定の有資格者に担わせる旨予め指定しておく必要がある。

2 . 競争の基本的枠組みについて

(1) 通信事業者間の競争は原則完全に自由競争とすることが、その発展と利用者の利益になる。したがってNTT法の撤廃も含め、基本的には規制は廃止する必要がある。

(2) 通信事業者の再定義の必要があると考えるが、少なくとも、通信インフラを保有する事業者は、利用者が安価で良質のサービスを提供できる条件整備のため、すべて同一条件で通信事業者間で相互出来るよう一定のルール化と規制が必要である。具体的には次の例がある。

電柱、道路、鉄道敷地等準公共財の利用条件を明確化と同一化が必要である。

電力及び鉄道会社はもとより直接的又は間接的に通信インフラを保有する会社はそのコスト水準も含め、内外無差別にその利用を相互に認めることとする。

国際競争力を強化するためにも、通信事業にとって国際的に過大なコストとなっている道路、

電柱、電気等の使用料はその原価にかかわらず、アメリカのそれと同一料金とする。

政府から出資を受けているか又は電力、JR、NHK等料金が許認可になっている事業を営む会社から出資をうけている通信事業者は公正競争の観点からNTTと同様の規制を受ける必要がある。

規制の具体的内容やアクセスチャージはアメリカ国内で適用されている手法を準用する。

3 . ユニバーサルサービスについて

ユニバーサルサービスの概念は、一般には、公共サービスなり又は市場性のないサービスと理解されるが、極めて相対的、実態的、情緒的概念であり、これを明確に定義することは困難である。

離島や僻地でのサービスは本来市場性がなく、ユニバーサルサービスと理解されて

いる。

固定電話を前提とする限り、砂漠でのサービスはユニバーサルサービスとなろうが、イリジウム計画の出現で、一般の市場競争下のサービスとなり、さらに移動体サービスの拡大により、あっというまに市場から駆逐されたことで、それは自明の理である。

要は、国民に保障する、最小限の通信サービスの範疇を明確にし、地域的にあるいは所得格差からそのサービスを楽しむ得ないエリアなり利用者の存在をどのように救済するかの問題である。

ユニバーサルサービスの担い手と手法について次の案が考えられる。

A 国又は地方自治体が行う。

直接当該業務を行う。

ユニバーサルサービス対象エリアや教育機関へ端末支給等を行政から支援する。

<需要の拡大により、新規参入者が出現し、市場競争通信サービスとなることが期待出来るが、安定性と即時性に欠ける。>

B NTT等有力キャリアに委託する。

国等が通信事業者にコストを支払う。

全通信事業者が資金をだす。 <通信事業者を特定することが困難という問題がある。>

安定的かつ効率的にそのサービスを提供するには、新規参入会社が出現しない限り、NTTに何らかの方法で対価を支払う以外実態的には方途がない。